

裁 決 書

審査請求人が平成３０年３月９日に提起した処分庁による特定教育・保育施設等利用調整結果に関する処分に係る平成３０年審査請求第１号について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 平成２９年１１月２９日、審査請求人は、処分庁に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込みを行った。
- 平成３０年１月２６日、処分庁は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）において平成３０年４月入所児童の審査を行った。
- 平成３０年２月１３日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設等利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 平成３０年３月９日、審査請求人は、本件処分を不服とし、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査基準が不透明であり、希望施設のいずれにも入所できなかった理由「受入人数が充足のため」が具体的理由に足らず、いずれも行政手続法に違反していること。また、保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず保育を利用する権利を侵害され、保育を利用できないことで就労が困難になり生活が困窮するとの理由で、本件処分は、児童福祉法及び憲法に違反していることから、その取り消しを求める、というものである。

２ 処分庁の主張

処分庁は、審査基準は、和光市保育の必要性の認定に関する条例（以下「条例」という。）及び和光市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（以下「規則」という。）により公にされており、本件処分については、条例に基づく支給認定審査部会にお

いて審査判定を行い、審査請求人より優先度が高い他者により希望施設の受入が充足された結果として「希望施設（事業）の受入人数が充足」と示していることから、いずれも行政手続法に違反しているものではないこと。また、保育の必要性の認定及び利用調整の手続は、条例に定める手続により、認定・審査の公平性を確保しており、憲法及び法律の趣旨に反する条例は制定できないことから、条例による一連の手続は、憲法及び児童福祉法に違反するものではなく、本件処分は、何ら違法または不当な点はない旨を主張している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 日本国憲法

憲法によれば、すべて国民は、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求の尊重を必要とし（憲法第13条）、法の下での平等にあつて（憲法第14条）、生存権（憲法第25条）を有する旨規定されている。

(2) 行政手続法

行政庁は、審査基準を定めるものとする（行政手続法第5条）旨規定している。

また、行政庁は、申請により求められた認定可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指数その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる（行政手続法第8条）旨規定している。

(3) 児童福祉法

児童福祉法によれば、市町村は児童が心身ともに健やかに育成されるよう、必要な児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない（児童福祉法第3条の3）旨規定している。

また、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない（児童福祉法第24条第1項）旨規定している。なお、児童福祉法はこの場合、子ども・子育て支援法で創設された地域型保育給付等を前提に、市町村に地域の実情に応じた保育所以外の手段で保育を提供する体制の確保義務がある（児童福祉法第24条第2項）ことを明示し、さらに、いわゆる待機児童の発生等を想定し、これらの利用調整を行う（児童福祉法第24条第3項）旨規定している。

2 本件処分について

(1) 行政手続法第5条に関する検討

審査請求人は、審査基準が不透明であることについて、処分庁が行政手続法第5条に違反している旨主張する。

しかし、保育の必要性の基準と調整及び優先保育の基準の項目が条例等に具体的に規定されていることから、同条に違反したということとはできない。

(2) 行政手続法第8条に関する検討

審査請求人は、本件処分の理由が具体性に欠けていることについて、処分庁が行政手続法第8条に違反している旨主張する。

この場合において、同条の趣旨が処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を被処分者に知らせることにより不服申立ての便宜を与えることにありと解されていることを踏まえると、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分の通知書には、可能な限り具体的な処分理由を記載することが望ましいといえる。

しかし、本件処分の理由をより具体的に記載するとなると、その性質上、他の子どもの具体的な養育状況や各家庭における保護者の勤務状況等のプライバシーに関わる具体的事情との比較が問題とならざるを得ず、各申込者が相当に近くに居住する者であると推測されることに照らしても、処分庁としては困難を伴うものというべきである。

以上を踏まえると、記載事項等について当該通知を受けた申込者が特に必要と思われる事項について、可能な範囲で通知書に記載し、又は、情報を積極的に提供することを検討する等の一部の課題は認められるとしても、本件処分の「希望施設（事業）の受入人数が充足のため」という記載によっても、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを了知し得るといえることから、行政手続法第8条に違反したということとはできない。

(3) 児童福祉法第3条の3及び第24条第1項に関する検討

審査請求人は、必要な保育が利用できないことについて、処分庁が児童福祉法第3条の3及び第24条第1項に違反している旨主張している。

しかし、児童福祉法第24条第2項は、子ども・子育て支援法で創設された地域型保育給付等を前提に、市町村に地域の実情に応じて保育所以外的手段で保育を提供する体制の確保義務があることを明記し、さらに同条第3項は、いわゆる待機児童の発生等を想定し、これらの利用調整を行う規定を置いていることから、児童福祉法は、市町村が、定員を上回る必要がある場合に調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じるという事態を想定しているものと解されるため、処分庁において、保育所の定員を上回る需要が

あることを理由に、審査請求人の希望する特定教育・保育施設等への入所に至らないとする本件処分を行ったとしても、そのこと自体をもって、児童福祉法第3条の3及び第24条第1項に規定する保育所における保育の実施義務に違反したということとはできない。

(4) 憲法第13条、第14条及び第25条に関する検討

審査請求人は、保育が利用できないことで就労が困難になり、生活が困窮することについて、処分庁が憲法第13条、第14条及び第25条に違反している旨主張している。

しかし、憲法第13条の個人の尊重、生命、自由、幸福追求の尊重及び憲法第25条に規定する生存権については、本件処分により審査請求人が係る権利を不当に侵されたいかなる根拠も確認できないこと。また、憲法第14条に規定する法の下の平等についても、本件処分は、法令、条例等の規定に基づき適正な手続によって処理されており、本件処分に至る過程の中では、審査請求人と同様の理由により、入所不可となった者も他に多く存在する状況に鑑み、裁量権の濫用によって審査請求人だけに差別的な取扱いがあった事実は確認できないことから、本件処分について違法したということとはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月28日

審査庁 和光市長 松本 武洋

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。